

平成 27 年 6 月 19 日

各位

大阪府大阪市中央区道修町1-7-1 会 社 名 コニシ株式会社 代表者 代表取締役社長 横田 隆 (コード番号:4956 東証第一部) 問合せ先 経営企画部 大山 啓一 電話番号 06-6228-2815

## 「内部統制システム構築の基本方針」の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 6 月 19 日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針について下記のとおり一部改定することを決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、改定箇所につきましては下線で示しております。

記

1. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役は、その職務の執行が法令および定款に適合することを確保するため当会社の「行動憲章」「行動規範」に従い、企業倫理の遵守および浸透を率先垂範して行う。またCSR委員会を設け、当社グループのコンプライアンス体制の整備と徹底を図る。

監査役および内部監査室は、当社グループの業務活動の妥当性や法令の遵守状態等について監査を実施し、適切な連携関係を維持しながら業務の改善に向けた助言・勧告を行う。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る文書<u>およびその他の重要な情報</u>は、法令<u>および定款</u>に定められている他、文書管理規程の定めるところに従い適切に保存しかつ管理することとし、<u>必要に応じて閲覧</u>可能な状態を維持する。またその情報に関しては、適切に保存しかつ管理するために関連する規程等を整備する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

<u>当社グループで</u>発生したリスクの定義と初期対応は、リスク管理規程により定められており、その対応と経過は取締役会、経営会議に報告される。また認識されたリスクは、その都度取締役会、経営会議に提出され対応を検討する。さらにCSR委員会において規程の整備と運用を図る。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は毎月1回、常務会は必要に応じて開催され、また代表取締役、役付取締役で構成された経営会議を毎月開催し、経営の意思決定の迅速化、透明性および公平性の確保を行うものとする。取締役会は取締役会規程等により各取締役からの報告を受け、定められた事項を協議並びに決

議する。これらの規程は、必要があれば適時に見直すものとする。

5. 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するため当会社の「行動憲章」「行動規範」に従い、企業倫理の遵守および法令遵守の徹底に努める。またCSR委員会において「行動憲章」「行動規範」の改正・配布・教育等ならびに公益通報管理規程等会社規則の整備・制定・運用によりコンプライアンスの徹底を図る。<u>また、当社グループの</u>内部統制システムの構築・維持・向上を図るため、内部統制推進委員会を設置する。

- 6. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
  - ①当会社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当会社への報告に関する体制。
  - ②当会社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制。
  - ③当会社の子会社の取締役等の職務執行が効率的に行なわれていることを確保するための体制。
  - ④当会社の子会社の取締役等および使用人の職務の執行は法令および定款に適合するための体制。 当会社の取締役が各社の取締役・監査役を兼任し、グループ各社の規模や特性に応じた内部統制 システムを整備させるとともに、関係会社管理規程に基づきコニシグループ統括部が取締役会等 において業況報告等を行うものとする。また、上記②、③、④については、前記1、3、4、5の とおり当社グループー体となった体制を構築し運用する。グループ企業すべてに適用する指針と して当社グループの「行動憲章」「行動規範」を制定、配布、教育するものとする。
- 7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制 監査役がその職務の執行において補助を必要とした場合は、取締役会と協議の上<u>専任の使用人</u> もしくは内部監査室等の使用人に職務の執行の補助を委託できることとする。
- 8. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

補助使用人が監査役補助職務を担う場合には、監査役の補助使用人に対する指揮命令に関し、取締役以下補助使用人の属する組織の上長等の指揮命令を受けない。また監査役の補助使用人についての人事権に係る事項は、監査役会の事前の承認を得るものとする。

9. 当社グループの取締役および使用人が監査役会又は監査役に報告をするための体制その他の監査 役への報告に関する体制

取締役は、その担当する業務執行の状況を取締役会および監査役に報告するものとする。また会社に著しい損害をおよぼすおそれのある事実、その他重要な事実が起きた場合は監査役会にその都度報告し、さらに内部監査報告、リスク管理・公益通報等のうち重要な事項は適切に報告することとする。また、監査役へ報告を行った当社グループの取締役および使用人に対し当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役および使用人に周知徹底する。監査役は、代表取締役・会計監査人・内部監査室と随時情報交換するものとする。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は効果的な監査業務の遂行を目的として定期的に代表取締役との会合を実施する。監査 役が、その職務の執行について生ずる費用の支出を求めた場合、当該監査役の職務の執行に必 要でないと認められる場合を除き、その費用を負担する。

監査役会は監査役会規程等により取締役・会計監査人および内部監査室から文書・情報の報告

を受け、定められた事項を協議並びに決議する。これらの規程は、必要があれば適時に見直すものとする。

## 11. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当会社は内部統制推進委員会を設置し、全社横断的な協力体制により内部統制システムの整備・運用を推進し、当社グループの財務報告の信頼性を確保するためその仕組みが適正に機能することを継続的に評価し必要な是正を行うとともに金融商品取引法およびその他関係法令等との適合性を確保する。

## 12. 反社会的勢力を排除するための体制

社会秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては決して関わりを持たず、 毅然とした態度で対応する。また不当要求には<u>当社グループを挙げて毅然とした</u>姿勢で臨み、「行動規範」「行動規範ガイドブック」に従い企業倫理を遵守する。不当要求の発生に直面した場合には社内マニュアルに沿った行動をとることにより、被害の発生を未然に防止する。

以上